

IT投資減税の適用期間

Q : 当社は資本金1億円・3月決算の青色申告法人です。今年導入されたIT投資減税を活用しIT設備の充実を図る為、前期の3月に40万円でパソコンを、当期5月に100万円でネットワーク設備を購入しましたが今期にこの制度の適用を受けることはできますか。

A : 適用を受けることはできません。

【解説】

今年の改正で導入されたIT投資減税とはIT関連機器の取得について、その取得価額の合計額が140万円（資本金3億円超の法人は600万円）以上である場合に、50%の特別償却又は、取得価額の10%の税額控除が受けられるというものです。

この制度の適用期間は、平成15年4月1日以後に終了する事業年度からとなっていますが、適用対象とされる資産は平成15年1月1日から18年3月31日までに取得し事業供用したものとされています。よって3月決算の法人が平成15年1月1日から同年3月31日までに取得したものについては、この制度の適用対象にはなりますが、実際に適用が受けられるのは平成16年3月期からとなります。

この場合、取得価額の合計額の判定は事業年度ごとに行うこととされているため、15年1月1日から3月31日までの取得と、15年4月1日から16年3月31日までの取得とを区分して判定することになります。したがって御社の場合、前期取得分・40万円<140万円
今期取得分・100万円<140万円となりこの制度の適用を受けることはできません。

